証券コード：9967

堺商事株式会社

第96回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2022年６月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所 大阪市中央区北浜１丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム
末尾記載の株主総会会場ご案内図をご覧ください。
また、第94回よりお土産はお配りしておりません。

決議事項

- 第１号議案　定款一部変更の件
- 第２号議案　取締役７名選任の件
- 第３号議案　監査役１名選任の件
- 第４号議案　役員賞与支給の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力控えていただき、書面により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使期限

2022年６月21日（火曜日）
午後５時10分到着分まで

目　次

■ 第96回定時株主総会招集ご通知 …… 1
■ 株主総会参考書類 …… 3
■ 添付書類
事業報告 …… 13
連結計算書類 …… 35
計算書類 …… 37
監査報告書 …… 39

証券コード 9967
2022年６月１日

株 主 各 位

大阪市北区中之島３丁目２番４号
堺 商 事 株 式 会 社
取締役社長 赤 水 宏 次

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年６月21日（火曜日）午後５時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
２．場　　所　大阪市中央区北浜１丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第96期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第96期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　役員賞与支給の件

以　上

※株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、第94回から取り止めとさせていただいております。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

（お願い）
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）
・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sakaitrading.co.jp/）に掲載させていただきます。
・本招集ご通知に添付すべき書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.sakaitrading.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染症への対応について
・新型コロナウイルス感染症の予防措置として、会場スタッフはマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
・本総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
・発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただくことがございます。
・本総会会場において、その他感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1)変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2)変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更内容を表示しております。）

現 行 定 款	変　更　案
第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　　除）

現行定款	変更案
（新　　設）	第14条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新　　設）	（附則） １．定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役８名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	赤水宏次（あかみずこうじ）	再任	代表取締役社長	17回／17回（100%）
2	川原章（かわはらあきら）	再任	常務取締役 経理部・内部統制・リスク管理・IR担当	17回／17回（100%）
3	山田賢治（やまだけんじ）	再任	取締役 大阪化学品部・業務部担当	17回／17回（100%）
4	岡本竜也（おかもとたつや）	再任	取締役 総務人事部・ＣＳＲ・安全衛生担当	17回／17回（100%）
5	上田憲（うえだけん）	再任 社外 独立	社外取締役（独立役員）	17回／17回（100%）
6	中西敦也（なかにしあつや）	再任	取締役	17回／17回（100%）
7	北内孝弥（きたうちたかや）	新任	経営企画部長	-／-

（注）社　外　は社外取締役候補者を、　独　立　は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>候補者の有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>赤水　宏次
（あかみず　こうじ）
(1960年９月２日)</td><td>1983年４月　堺化学工業㈱入社
2013年６月　同社取締役
2014年６月　当社取締役
2015年６月　堺化学工業㈱常務取締役
2016年６月　当社代表取締役社長（現任）</td><td rowspan="2">11,200株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
赤水宏次氏は、2016年６月より代表取締役社長として経営の先頭に立ち、当社の業績拡大に大きく貢献してまいりました。また、堺化学工業㈱在職中より培った豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について適切な意思決定と職務執行の監督を果たしうるとともに、今後とも当社グループの成長に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>川原　章
（かわはら　あきら）
(1963年２月６日)</td><td>1985年４月　堺化学工業㈱入社
2011年４月　当社経理部長
2012年６月　当社経理部長兼業務部長
2013年６月　当社取締役経理部長兼業務部長
2018年６月　当社取締役経理部長
2020年６月　当社常務取締役経理部長
2022年４月　当社常務取締役（現任）
＜現在の担当＞　経理部、内部統制、リスク管理、ＩＲ</td><td rowspan="2">5,900株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
川原　章氏は、取締役会における意思決定に加わるとともに、取締役の職務執行の監督、担当業務の執行を適切に果たしております。また、経理・財務における経験が長く、海外子会社の設立に寄与した実績があるほか、リスク管理や内部統制の分野に豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	やまだ　けんじ 山田賢治 (1964年5月18日)	1996年11月　当社入社 2013年10月　当社大阪営業第一部長 2016年６月　当社取締役大阪営業第一部長 2018年10月　当社取締役化成品部長 2020年５月　当社取締役化成品部長兼業務部長 2022年４月　当社取締役（現任） ＜現在の担当＞　大阪化学品部、業務部	2,700株
	（取締役候補者とした理由） 山田賢治氏は、取締役会における意思決定に加わるとともに、取締役の職務執行の監督、担当業務の執行を適切に果たしております。また、長年にわたり当社の化成品事業に従事し、営業部門における豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	おかもと　たつや 岡本竜也 (1961年10月１日)	1997年５月　当社入社 2011年４月　当社総務部長 2018年６月　当社取締役総務部長兼業務部長 2018年10月　当社取締役総務人事部長兼業務部長 2020年５月　当社取締役総務人事部長 2022年４月　当社取締役（現任） ＜現在の担当＞　総務人事部、ＣＳＲ、安全衛生	5,600株
	（取締役候補者とした理由） 岡本竜也氏は、取締役会における意思決定に加わるとともに、取締役の職務執行の監督、担当業務の執行を適切に果たしております。また、総務・人事部門における経験が長く、人事制度の構築と運営などにおいて豊富な経験と実績を有していることから引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	上田（うえだ）　憲（けん） (1964年11月12日)	1995年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） さくら法律事務所入所 2000年１月　同事務所代表弁護士（現任） 2015年６月　当社取締役（現任） 2016年６月　㈱エフエム大阪社外監査役（現任） 2018年４月　グッドホールディングス㈱社外監査役（現任） <重要な兼職の状況> さくら法律事務所代表弁護士 ㈱エフエム大阪社外監査役 グッドホールディングス㈱社外監査役	0株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 上田　憲氏は、長年にわたり法律事務所の代表弁護士の職にあり、当社の社外取締役及び他社の社外監査役として企業経営にも関与されております。また、これまでの弁護士経験を通じて培った法律の専門家としての豊富な見識を活かして、社外取締役として当社の取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>候補者の有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>中西　敦也
（1959年２月24日）</td><td>1982年４月　㈱三和銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行
2011年９月　堺化学工業㈱経営企画室次長
2013年１月　同社樹脂添加剤事業部海外営業部長
2013年６月　同社樹脂添加剤事業部長
2015年６月　同社取締役樹脂添加剤事業部長
2016年６月　同社取締役経営戦略本部長
2017年６月　同社取締役経営戦略本部長兼経営企画部長兼経理部長
2019年４月　同社取締役経営戦略本部長兼経理部長
2019年６月　当社取締役（現任）
2020年６月　堺化学工業㈱常務取締役経営戦略本部長
2021年６月　同社常務取締役執行役員経営戦略本部長（現任）
＜重要な兼職の状況＞
堺化学工業㈱常務取締役執行役員経営戦略本部長</td><td rowspan="2">500株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
中西敦也氏は、㈱三菱ＵＦＪ銀行在職中に培った財務・会計の実務能力と海外勤務経験に加え、堺化学工業㈱の取締役として長年にわたり会社経営に携わっており、当社の取締役会の構成員として適切な経営判断と取締役の職務執行の監督を十分に果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>北内　孝弥
（1971年９月28日）</td><td>2007年９月　当社入社
2021年４月　当社経営企画部長（現任）</td><td rowspan="2">3,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
北内孝弥氏は、営業部門における豊富な経験と実績を有しており、海外経験も豊かなことから当社のグローバル化推進のための原動力となることが期待できます。また、現在は経営企画部長として経営戦略の立案にも関与していることから、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．上田　憲氏は、社外取締役候補者であります。
３．上田　憲氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。
４．当社は、上田　憲氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、上田　憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
６．赤水宏次氏は、過去10年間において当社の親会社であります堺化学工業㈱の業務執行者でありました。また、中西敦也氏は、現在、当社の親会社であります堺化学工業㈱の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、両氏の同社における現在または過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 小河義夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
平井文彦（ひらいふみひこ） （1958年１月５日）	1984年２月　監査法人中央会計事務所（のち中央監査法人）入所 1988年３月　公認会計士登録 1993年８月　中央監査法人退所 1993年９月　公認会計士平井文彦事務所所長（現任） 1993年10月　税理士登録 2000年７月　ナニワ監査法人（現 ひびき監査法人）社員 2005年３月　同監査法人代表社員 2015年12月　同監査法人退社 ＜重要な兼職の状況＞ 公認会計士平井文彦事務所所長	0株
（社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由） 平井文彦氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．平井文彦氏は、新任監査役候補者であります。

２．平井文彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．平井文彦氏は、社外監査役候補者であります。

４．当社は、平井文彦氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

５．平井文彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役のうち無報酬の取締役１名を除く７名（うち社外取締役１名）に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額2,189万円（うち社外取締役55万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する個別の金額、支給の時期等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。また、当社の取締役の個人別の報酬等に係る決定方針は、事業報告３．（３）①に記載のとおりであります。

本議案は、当事業年度の連結業績並びに中期経営計画の達成度合いを勘案し、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

以　上

【ご参考】第２・３号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

	氏　名	スキルマトリックス							
		企業経営	営業・ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ経験	財務・会計	IT・ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	人事・労務	法務・ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	内部統制
取締役	赤　水　宏　次	○	○						
	川　原　　章			○	○	○		○	○
	山　田　賢　治		○	○					○
	岡　本　竜　也						○	○	○
	上　田　　憲	○						○	○
	中　西　敦　也			○	○				
	北　内　孝　弥		○	○					
監査役	辻　　幸　裕		○	○					○
	鶴　田　敏　郎		○		○				
	平　井　文　彦				○				○

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行による経済活動の停滞や個人消費の低迷が続く厳しい状況が続きましたが、まん延防止等重点措置の解除や各種政策の効果に伴い持ち直しの兆しを見せ始めました。しかし一方では、石油等の各種資源の高騰や急激な円安の進行による不況下のインフレ懸念、世界経済がパンデミックからまだ完全に回復していない中でのロシアによるウクライナ侵攻、中国の感染拡大によるロックダウンとサプライチェーンへの影響等の様々なリスクが懸念され、先行きは極めて不透明な状況となっております。

当社グループでは当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。当社グループの営業取引には、財又はサービスを企業が自ら提供する履行義務のある場合の「本人取引」と、顧客がその財又はサービスを受け取れるように手配する履行義務を負う「代理人取引」が同一商材を扱う上でも幅広く混在しており、以下の要因等から従来の総額での売上高による業績把握を現在も実施しております。

- 「本人取引」と「代理人取引」上の営業利益率に重要性のある差異はなく、それらを要因とした利益に与える影響は軽微であるにも拘わらず、表面上の売上総利益率に大きな差異が発生すること
- 営業取引における採算性と運転資金の効率性判断において純額売上方式は親和性が無いこと
- 当社の「代理人取引」は所謂「売り切り・買い切り」モデルが主体であり、営業債権及び債務は総額取引に基づいて発生するため、取引先の信用情報管理等の把握と分析においては従来の基準が望ましいこと

以上のこと等から、当社グループでは経営者の視点による判断により、業績管理要素として総額売上高を「取扱高」として数値化し業績分析等に活用しております。よって、経営成績等の状況に関する分析・検討の説明においても収益認識会計基準等に基づく「売上高」と当社グループ内での管理指標としての「取扱高」を併記する形式で説明いたします。

当連結会計年度の当社グループの経営成績は、以下のとおりであります。

当連結会計年度(2022年3月期)経営成績　前連結会計年度比較　(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期増減額	対前期増減比
売上高 (取扱高) (注) 1	36,950	12,733 (45,253)	8,302 (注) 2	22.5% (注) 3
営業利益	858	1,033	174	20.4%
経常利益	868	1,169	301	34.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	520	746	225	43.4%

(注) 1．取扱高は当社グループの経営分析指標であり、総額売上高であります。
2．当連結会計年度の取扱高から前連結会計年度の売上高を減算したものであります。
3．対前期増減額を前連結会計年度の売上高で除算したものであります。

当連結会計年度(2022年3月期)経営成績　四半期推移　(単位：百万円)

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
取扱高 (対前年同四半期増減額) (注)	10,607 (1,597)	10,384 (1,425)	11,338 (1,933)	12,922 (3,345)
営業利益 (対前年同四半期増減額)	264 (70)	187 (△37)	222 (18)	359 (123)

(注)　当連結会計年度の各四半期取扱高から前連結会計年度の各四半期売上高を減算したものであります。

当社グループの当連結会計年度の業績は上表のとおり、売上高は127億3千3百万円となりました。当連結会計年度の取扱高については、前連結会計年度に新型コロナウイルス感染症の影響等により落ち込んでいた環境・機能材料や電子材料が大きく伸張したこと等を主要因として、前連結会計年度の売上高に比べ22.5%増の452億5千3百万円となりました。当社グループの取扱高が400億円を上回るのは創業以来初めてのことであり、長年の目標として掲げてきた数字でありましたため、当社の沿革においても画期的な年となりました。

当連結会計年度の四半期単位の取扱高については、上記推移のとおり、前連結会計年度が比較的安定して推移した傾向を示していたことに対して、当連結会計年度は第2四半期連結累計期間までは前連結会計年度を上回りながらも横這いといった業況でしたが、第3四半期連結会計期間以降は折からの資源高騰等の影響や当第4四半期連結会計期間以降の急激な円

安に伴って、販売先の在庫需要が高まり、結果として年間を通じて全ての四半期で前連結会計年度を上回りました。

利益面においては、当連結会計年度の営業利益は前連結会計年度に比べ20.4％増の10億3千3百万円となりました。増益の要因としては取扱高の大幅な増加が挙げられます。当連結会計年度は、資源価格の高騰に伴う仕入原価及び製造原価の上昇により、営業利益増加率は取扱高増加率を下回りました。当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度に比べ34.7％増の11億6千9百万円となりました。主な要因は、営業利益が増加したことに加えて、年度末為替レートが大幅に円安に振れたことによる為替差益が発生し、前連結会計年度に比べて営業外収支が好転したことであります。また、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は税金等調整前当期純利益の増加と非支配株主に帰属する当期純利益の減少の結果として、前連結会計年度に比べ43.4％増の7億4千6百万円となりました。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

なお、第１四半期連結会計期間から、各事業の対象区分を一部変更しております。これに伴い、前連結会計年度比較は前連結会計年度の数値を変更後の区分方法により組み替えて比較しております。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度			
	売上高	売上高	取扱高（注）1	対前期増減額（注）2	対前期増減率（注）3
環境・機能材料	15,919	4,996	20,918	4,999	31.4%
電子材料	10,833	2,117	13,874	3,040	28.1%
衛生・産業材料	10,197	5,619	10,460	263	2.6%
合計	36,950	12,733	45,253	8,302	22.5%

（注）1．取扱高は当社グループの経営分析指標であり、総額売上高であります。
2．当連結会計年度の取扱高から前連結会計年度の売上高を減算したものであります。
3．対前期増減額を前連結会計年度の売上高で除算したものであります。

当社グループの当連結会計年度の業績は、前述のとおり、売上高は127億3千3百万円となりました。取扱高については、前連結会計年度の売上高に比べ22.5％増の452億5千3百万円となりました。

＜環境・機能材料＞

環境・機能材料については、当連結会計年度の売上高は49億9千6百万円となりました。取扱高については、前連結会計年度に新型コロナウイルス感染症の影響等により落ち込んでいた国内向けバリウム中間体や鉱石類の復調や中国向けの脱硝触媒が伸張したこと及び当連結会計年度後半にその他の輸入商材が大きく伸張したこと等を主要因として、当連結会計年度の取扱高は前連結会計年度の売上高に比べ31.4％増の209億1千8百万円となりました。

＜電子材料＞

電子材料については、当連結会計年度の売上高は21億1千7百万円となりました。取扱高については、電子材料市場の需要の増加を背景にして電子材料向けバリウムや誘電体材料が大きく伸張した結果、当連結会計年度の取扱高は前連結会計年度の売上高に比べ28.1％増の138億7千4百万円となりました。

＜衛生・産業材料＞

衛生・産業材料については、当連結会計年度の売上高は56億1千9百万円となりました。取扱高については、産業材料の伸び悩み等はありましたが、おむつ・サニタリー用品関連の販売は、前連結会計年度のコロナ禍による大幅な需要増は一段落しましたが、当連結会計年度についても販売の状況は堅調に推移しましたため、当連結会計年度の取扱高は前連結会計年度の売上高に比べ2.6％増の104億6千万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

＜国内法人＞

当連結会計年度の売上高は101億円となりました。取扱高については、当連結会計年度については、バリウム中間体や炭酸バリウム等の増加により環境･機能材料や電子材料が大幅に伸張し、また衛生・産業材料についても堅調に推移したため、取扱高は前連結会計年度の売上高に比して21.7％増の398億5千1百万円となりました。営業利益についても、取扱高の大幅な増加に起因して48.8％増の7億4千5百万円となりました。

＜在外法人＞

当連結会計年度の売上高は26億3千3百万円となりました。取扱高については、当連結会計年度については、インドネシア製造子会社の販売状況は堅調に推移し、中国における脱硝触媒の販売の増加や北米のコロナ禍からの復調等の要因により、取扱高は前連結会計年度の売上高に比して28.7％増の54億1百万円となりました。一方で、営業利益については、インドネシア製造子会社における資源高騰による原価圧迫等により、19.8％減の2億9千2百万円となりました。

⑵ **設備投資の状況**

当連結会計年度中の特記すべき事項はありません。

⑶ **資金調達の状況**

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金５億５千７百万円の調達を行いました。

⑷ **対処すべき課題**

当社グループは経営計画のビジョンの実現に向けて、以下のアクションプランを掲げております。

① 貿易比率を伸ばすべく海外における新市場・未開拓分野へ注力し海外事業の更なる拡大と深化を図る
② ５年間で海外拠点を現在の８拠点から更に拡充し、約30名の要員（海外現地法人含む）を増やす
③ 社員の多国籍化や女性・高齢者といった多様な力を競争力の源泉とし企業力向上を図る
④ チャレンジを促し、強みを伸ばすために組織・制度を見直すとともに、人材のグローバルベースでの適材適所を推進する
⑤ 魅力・活力に溢れる企業集団を目指して職場環境の改善に取り組み、社員のモチベーション向上を図る
⑥ 化学品ビジネスにおいて「堺商事ならでは」の価値を創造し、ステークホルダーのニーズに応えることにより社会に広く貢献する
⑦ コーポレートガバナンスと内部統制システムの強化を通じた業務品質の向上を目指す
⑧ 経営環境の変化に耐えうる強い事業基盤を構築し、持続的な成長と企業価値の向上を目指す

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑸ **財産及び損益の状況の推移**

区分	第93期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第94期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第95期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第96期 (当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高 (百万円)	39,514	38,467	36,950	12,733
経常利益 (百万円)	661	607	868	1,169
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	392	395	520	746
1株当たり当期純利益 (円)	216.39	218.38	286.90	411.53
総資産 (百万円)	18,047	17,311	18,468	21,380
純資産 (百万円)	7,644	7,962	8,509	9,368

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数）に基づき算定しております。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

⑹ **重要な親会社及び子会社の状況**（2022年３月31日現在）

① 親会社との関係

会社名	出資比率	当社との関係
堺化学工業株式会社	63.98%	同社製品の購入及び原料の納入を行っております。

（注）１．出資比率は、自己株式214株を控除して計算し、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

２．堺化学工業株式会社は、当社の議決権の過半数を保有しており、当社を連結子会社と位置づけております。当社は、同社の製造する商品の国内外への販売の一部を担当するとともに、同社に対して商品の一部を納入する等の関係がありますが、当社の自立性を保った営業活動を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の堺化学工業株式会社との間の商品の販売及び購入価格は、市場価格を勘案した価格交渉の上で決定しております。また、回収及び支払条件についても、一般の条件に準じた上で相互に同等な条件を設定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は堺化学工業株式会社からの独立性の観点も踏まえた上で、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っておりますので、当社取締役会は当該取引において堺化学工業株式会社から利益を害されていないと判断いたしました。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SAKAI TRADING NEW YORK INC.	750千米ドル	100%	化学工業製品等の販売
SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.	300千豪ドル	100%	化学工業製品等の販売
堺商事貿易（上海）有限公司	2,483千人民元	100%	化学工業製品等の販売
台湾堺股份有限公司	10,000千台湾ドル	100%	化学工業製品等の販売
PT. S&S HYGIENE SOLUTION	10,500千米ドル	55%	衛生材料関連商品の製造及び販売
SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.	100,000千バーツ	100%	化学工業製品等の販売

⑺ **主要な事業内容**（2022年３月31日現在）

当社グループは、化成品、合成樹脂、衛生材料、電子材料の輸出入、国内販売及び製造を行う化学品関連事業を主な事業の内容とし、更に、その他事業として非金属鉱産品、食品添加物等の輸出入、国内販売を行っております。

⑻ **主要な事業所**（2022年３月31日現在）

① 当 社

名称	所在地
本社	大阪市北区
東京支店	東京都品川区
北海道営業所	北海道千歳市
名古屋営業所	名古屋市中区
福岡営業所	福岡市中央区
イスタンブール駐在員事務所	トルコ イスタンブール

② 子会社

名称	所在地
SAKAI TRADING NEW YORK INC.	米国 ニューヨーク
SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.	オーストラリア シドニー
堺商事貿易（上海）有限公司	中国 上海
韓国堺商事株式会社	韓国 ソウル
台湾堺股份有限公司	台湾 台北
PT. S&S HYGIENE SOLUTION	インドネシア スラバヤ
SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク

⑼ **従業員の状況**（2022年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
339名	9名増

（注） 従業員数には、当社グループ外からの出向者を含んでおりますが、当社グループ外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名	4名増	41.4歳	11.6年

（注） 従業員数には、社外からの出向者を含んでおりますが、社外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

⑽ **主要な借入先**（2022年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,983百万円
株式会社三井住友銀行	250百万円
株式会社常陽銀行	50百万円

⑾ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 8,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 1,813,090株

⑶ **株主数** 682名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
堺化学工業株式会社	1,160,000株	63.98%
株式会社ビリーフ	41,300株	2.27%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	30,000株	1.65%
堺商事社員持株会	27,840株	1.53%
紀和化学工業株式会社	24,000株	1.32%
日本石材センター株式会社	21,900株	1.20%
秀和海運株式会社	21,200株	1.16%
株式会社ジャパンロジスティックス	21,000株	1.15%
伊藤宏明	16,029株	0.88%
株式会社サンオーシャン	12,000株	0.66%

（注）持株比率は、自己株式214株を控除して計算し、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。

3．会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役の氏名等**（2022年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	赤水宏次	全般統括
専務取締役	片岡茂夫	経営企画部・電子材料部・機能材料部担当、 東京支店長 SAKAI TRADING NEW YORK INC.代表取締役社長 SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.代表取締役社長
常務取締役	在津昭宏	衛生・産業材料部長 SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.代表取締役社長
常務取締役	川原章	内部統制・リスク管理・ＩＲ担当、経理部長
取締役	山田賢治	化成品部長兼業務部長
取締役	岡本竜也	ＣＳＲ・安全衛生担当、総務人事部長
取締役	上田憲	さくら法律事務所代表弁護士 株式会社エフエム大阪 社外監査役 グッドホールディングス株式会社 社外監査役
取締役	中西敦也	堺化学工業株式会社 常務取締役執行役員経営戦略本部長
常勤監査役	辻幸裕	
監査役	小河義夫	公認会計士 小河義夫事務所所長
監査役	鶴田敏郎	学校法人行岡保健衛生学園職員

(注) 1．取締役 上田　憲氏は、社外取締役であります。
2．監査役 小河義夫氏及び鶴田敏郎氏は、社外監査役であります。
3．監査役 小河義夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は、取締役 上田　憲氏並びに監査役 小河義夫氏及び鶴田敏郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ **責任限定契約の内容の概要**

当社と社外取締役 上田　憲氏並びに社外監査役 小河義夫氏及び鶴田敏郎氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

⑶ **当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等**

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

イ．基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、1996年６月開催の定時株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、役位及び担当領域の規模・責任に応じて、取締役会の決議を経て決定しております。

ロ．業績連動報酬

業績連動報酬である賞与は、株主総会の決議を経て支給することとしております。支給額については、各事業年度の連結業績並びに中期経営計画の達成度合いに応じて変動する仕組みです。具体的には、ａ売上高及び経常利益の直近３年間の実績平均に対する伸長率、ｂ売上高及び営業利益の予算達成率、ｃ中期経営計画における売上高及び営業利益の達成率に基づき支給総額を決定しております。

ａでは、総合力で評価するため経常利益を、ｂ及びｃでは、本業での稼ぐ力を評価するため営業利益を指標としております。

また、これらの伸長率及び達成率は、売上高：利益＝30％：70％として算出しております。

なお、最終評価点は、ａ×50％＋ｂ×25％＋ｃ×25％として算出いたします。

支給額は、この最終評価点に基づき、職位に応じた規定額の０％～110％の範囲で決定いたします。

ハ．非金銭報酬等

非金銭報酬等は、支給いたしません。

ニ．種類ごとの割合

報酬の種類ごとの割合は、役位及び担当領域の規模・責任に応じて、下記の割合を目安として決定しております。

役　　位	基本報酬	賞　　与
常務取締役以上	80%	20%
取締役（社外取締役を除く）	75%	25%
社外取締役	90%	10%

ホ．交付時期等

固定報酬は、毎月所定の期日に、賞与は、株主総会の開催月の末日までに支給しております。

ヘ．決定の委任

個人別の基本報酬額及び賞与額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長に一任しており、代表取締役社長が各取締役の担当業務及び貢献度を踏まえた支給額案を作成し、役付取締役全員が確認した上で決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 （うち社外取締役）	105百万円 （4百万円）	83百万円 （3百万円）	21百万円 （0百万円）	7名 （1名）
監査役 （うち社外監査役）	17百万円 （7百万円）	17百万円 （7百万円）	－	3名 （2名）
合　　計 （うち社外役員）	122百万円 （11百万円）	100百万円 （11百万円）	21百万円 （0百万円）	10名 （3名）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．上記の支給人員には、無報酬の取締役1名は含まれておりません。

3．業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の連結業績並びに中期経営計画の達成度合いであります。業績連動報酬は、職位に応じた規定額の110％で算定されております。なお、当事業年度を含む連結業績の推移は１．（５）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

4．取締役の金銭報酬の額は、1996年６月25日開催の第70回定時株主総会において月額1,200万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名であります。

5．監査役の金銭報酬の額は、1994年６月24日開催の第68回定時株主総会において月額200万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名であります。

6．取締役会は、代表取締役社長　赤水宏次氏に対し、各取締役の基本報酬額及び賞与額の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、支給額は、代表取締役社長が各取締役の担当業務及び貢献度を踏まえた支給額案を作成し、役付取締役全員が確認した上で決定しております。

③　社外役員が親会社等または親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が親会社等または当社を除く親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。

⑷ 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 上田　憲氏は、さくら法律事務所の代表弁護士であります。また、株式会社エフエム大阪及びグッドホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 小河義夫氏は、公認会計士 小河義夫事務所所長であります。当社と同会計士事務所との間には特別の関係はありません。

監査役 鶴田敏郎氏は、学校法人行岡保健衛生学園職員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	上　田　　憲	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に適切な役割を果たしております。

・社外監査役

区　　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
監査役	小　河　義　夫	当事業年度開催の取締役会17回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回中11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	鶴　田　敏　郎	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

4．会計監査人に関する事項

⑴ **名　　称**

ひびき監査法人

⑵ **報酬等の額**

区　　分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	22百万円

（注）1．当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、前期の監査実績及び新年度の監査計画における監査概要、監査時間、配員計画、時間単価等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

イ．当社グループは、全ての取締役・使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、「企業行動基本方針」及び「行動指針」並びに法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築します。

ロ．反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」及び「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察署等と連携を図り、不測の事態に備えます。

ハ．万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処法が担当取締役を通じて代表取締役、取締役会、監査役に報告される体制を構築します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

イ．取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書の取り扱いは、当社社内規程に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、関連規程の見直しを行います。

ロ．取締役会、経営会議等の重要会議の議事録はデータベース化し、取締役、監査役、監査部長が常時閲覧可能な状態とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

イ．当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理システムを構築・運用し、かつ継続的改善を通して企業価値の向上を図ります。また、リスク管理委員会を設置し、当該システムの適切な運用を維持するとともに、リスク管理に係る重要事項を審議します。

ロ．当社は、代表取締役社長に直属する部署として、監査部を設置します。

ハ．監査部は定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の改定を行います。

ニ．監査部の監査により法令・定款違反及び損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに監査部長及び担当部署に通報される体制を構築します。

ホ．監査部の活動を円滑にするために、関連する規程の整備を各部署に求め、また、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査部長に報告するよう指導します。

④　当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

イ．当社グループは、中期経営計画に基づき年度ごとの事業計画を立案し、目標達成のための活動を実施します。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか経営会議等を通じて定期的に検証します。

ロ．各取締役は、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守します。

ハ．日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき業務を遂行することとします。

⑤　当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制体制）

イ．グループ会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受けます。

ロ．経営企画部長は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合は、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の代表取締役、取締役会、監査役に報告します。

ハ．当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部は親会社及び子会社の監査部またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

イ．監査役からその職務を補助すべき使用人（以下、監査役付スタッフという。）を求められた場合は、これを任命します。

ロ．前項の補助に関する具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係部署の意見も十分に考慮して決定します。

ハ．監査役付スタッフの任命・異動については監査役会の同意を必要とします。

ニ．監査役付スタッフは、監査役の職務を補助するにあたっては監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとします。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社グループの取締役及び使用人は、各監査役に対して必要な報告及び情報提供を行います。

ロ．前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりとします。

ａ リスク管理委員会等の重要な会議で決められた事項
ｂ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
ｃ 重大な法令・定款違反
ｄ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
ｅ 子会社に対する業務監査の状況
ｆ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
ｇ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
ｈ 内部通報制度の運用状況及び通報内容
ｉ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録
ｊ その他コンプライアンス上重要な事項

ハ．当社グループの取締役及び使用人が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止します。

⑧ その他 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行います。

ロ．監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑨ 財務諸表等の情報の適正性を確保するための体制

イ．当社グループは、内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」を確保するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、社内体制の充実を図ります。

ロ．代表取締役社長は、内部統制が有効に機能する体制を構築し、誠実に運用させ、適正な会計処理に基づいた財務報告を行います。

ハ．代表取締役社長は、監査部に定期的、継続的に内部統制の有効性を評価させます。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社グループは、ＣＳＲの遂行と充実を果たすため「企業行動基本方針」に

１．社会的に有用な商品・サービスの提供

2．法令の遵守
3．企業情報の開示
4．環境問題への積極的取り組み
5．社会への貢献
6．働きやすい職場環境の実現

の基本精神を掲げております。

また、社会・取引先・株主・社員等のステークホルダー及び会社との関係に係る「行動指針」を策定し、全ての取締役・使用人に企業倫理の十分な認識と良識・責任ある社会性を希求しております。

これらの原則を、全ての取締役・使用人に周知し、企業倫理の確立を図り、万一これに反するような事態が生じた場合は原因の究明と問題の解決及び再発の防止に努めるため、「内部監査規程」・「リスク管理規程」・「内部統制規程」・「グループ会社管理規程」等の管理規程を制定し、コンプライアンス体制の整備・運用及び評価を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書は、「文書管理規程」により、その重要性に応じて保存期限や廃棄等の管理手法を定めております。また、電磁的記録については、「情報セキュリティ管理規程」・「電磁的記録機密情報管理マニュアル」等を制定し、そのビジビリティとセキュリティの両面の充実に努めております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社は、「リスク管理規程」に基づいて、社長がリスク管理の「最高責任者」となり、「リスク管理統括責任者」を選任するとともに、その方針と必要な経営資源を決定し、必要があれば是正や改善を指導しております。統括責任者と各事業部門を管轄する「所轄責任者」から構成される「リスク管理委員会」は、管理システムの整備と運用状況の把握・審議及び報告を担っております。

また、所轄責任者は各事業部門毎に、「リスク管理計画」の策定と運用評価を実施しております。このリスク管理のＰＤＣＡは事業年度単位で実行されるため、管理委員会の定期開催は１年に１回と規程では定めておりますが、必要が認められる場合は随時開催しております。

また、監査部は「内部監査規程」に基づいて、リスクに対応した内部統制システムの充実のため、事業年度の月次単位の内部監査を計画・実施し、リスクの兆候等について監査報告書を取り纏め、最高責任者たる社長に月次毎に報告しております。

④　当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社グループは、中期経営計画を５年に１回、その計画をベースに事業の現況を考慮した上で事業計画（予算）を１年に２回策定し、計画の実現のための経営戦略や具体的施策を立案・実行しております。取締役会は、これらの計画の編成と執行状況の監督及び重要事項の意思決定を迅速に行うため、定例として月に１～２回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する等、取締役の職務執行が効率的に行われることを企図しております。また、業務の運営は「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」により組織と職務が区分され、各組織及び職務毎に担当取締役の任命が行われ、業務執行に携わることで、取締役会との連動性が確保されることを図っております。

なお、当事業年度の取締役会開催は、定例取締役会が１６回、臨時取締役会が１回開催されており、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

⑤　当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制体制）

当社グループは、親会社及び完全子会社については、各社が「グループ会社管理規程」を制定し、それ以外の子会社は親会社と当該子会社との間で取締役会等の決議事項の協議と営業成績等の報告に関する覚書を締結し、グループ内子会社の業績・財務状況その他の重要な決議事項及び報告事項について、業務の適正を確保するための情報を取得する体制を整備しております。現状では、当社の子会社は海外現地法人に限定されるため、その業務執行に関しては当社の該当子会社担当役員が所管し、監視及び指導等の統制は経営企画部が担当し、監査部が監査情報の聴取と必要に応じての往査を実施することにより、業務の適正の確保を図っております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

当社は、「内部統制システム基本方針」に定められているとおり、監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は速やかにこれを任命することを制定しておりますが、当事業年度は監査役よりその設置の求めは受けておりません。

⑦　当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、「内部統制システム基本方針」に定められているとおり、当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を整備しておりますが、当事業年度は、監査役会または監査役の要請に応じた必要な報告及び情報提供が行

われなかった事例、並びに当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告及び情報提供に係る通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けた事例はともに発生しておりません。

⑧ その他 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「内部統制システム基本方針」に定められているとおり、代表取締役社長と監査役会との意見交換会を１年に３回開催しております。また、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理することを定めており、当事業年度についても、監査役の職務執行のための費用請求については速やかに処理を行っております。

⑨ 財務諸表等の情報の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため内部統制委員会を組織し内部統制の整備・運用を行うとともに、監査部は定期的に監査役及び外部監査人と意見及び情報交換を行っております。また、監査部は定期的に内部統制の有効性を評価し月次毎に社長に報告しておりますが、財務報告の信頼性を損なうような問題は報告されておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な視点での利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、連結業績、財務状況、投資計画等を勘案しながら、年間連結配当性向25％以上を目安とし、年２回の配当を行ってまいります。

なお、当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当金につきましては、上記方針を踏まえ、前期に比べ30円増配の１株当たり年間90円（うち中間配当金35円）といたしました。次期の配当金につきましては、当期と同額の１株当たり年間90円（うち中間配当金45円）を予定しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	**18,669,930**	**流動負債**	**11,854,004**
現金及び預金	1,663,771	支払手形及び買掛金	8,171,257
受取手形及び売掛金	11,047,169	電子記録債務	493,386
電子記録債権	3,256,092	短期借入金	2,283,156
商品及び製品	2,097,324	未払法人税等	254,748
仕掛品	5,017	賞与引当金	134,855
原材料	191,176	役員賞与引当金	21,890
その他	422,254	その他	494,709
貸倒引当金	△12,876	**固定負債**	**158,548**
固定資産	**2,710,899**	繰延税金負債	59,874
有形固定資産	**2,004,950**	退職給付に係る負債	35,819
建物及び構築物	279,043	その他	62,855
機械装置及び運搬具	923,956	**負債合計**	**12,012,553**
工具、器具及び備品	59,445	【純資産の部】	
土地	287,908	**株主資本**	**8,365,407**
建設仮勘定	454,595	**資本金**	**820,000**
無形固定資産	**22,395**	**資本剰余金**	**697,400**
ソフトウェア	16,185	**利益剰余金**	**6,848,494**
ソフトウェア仮勘定	6,210	**自己株式**	**△487**
投資その他の資産	**683,554**	**その他の包括利益累計額**	**430,907**
投資有価証券	499,866	**その他有価証券評価差額金**	**180,554**
退職給付に係る資産	26,852	**繰延ヘッジ損益**	**9,420**
繰延税金資産	13,537	**為替換算調整勘定**	**240,933**
その他	172,488	**非支配株主持分**	**571,961**
貸倒引当金	△29,190	**純資産合計**	**9,368,276**
資産合計	**21,380,829**	**負債純資産合計**	**21,380,829**

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		12,733,873
売上原価		9,541,677
売上総利益		**3,192,196**
販売費及び一般管理費		2,158,307
営業利益		**1,033,889**
営業外収益		
受取利息及び配当金	19,503	
その他	142,388	161,892
営業外費用		
支払利息	8,884	
その他	17,147	26,032
経常利益		**1,169,749**
税金等調整前当期純利益		**1,169,749**
法人税、住民税及び事業税	367,502	
法人税等調整額	△6,993	360,508
当期純利益		**809,241**
非支配株主に帰属する当期純利益		63,148
親会社株主に帰属する当期純利益		**746,092**

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	**16,600,975**	**流動負債**	**11,126,679**
現金及び預金	333,084	支払手形	12,596
受取手形	447,177	電子記録債務	493,386
電子記録債権	3,256,092	買掛金	7,731,750
売掛金	10,066,892	短期借入金	2,225,646
商品	1,404,218	未払金	89,853
未着商品	390,207	未払費用	70,745
前渡金	18,886	未払法人税等	238,951
前払費用	17,821	前受金	107,002
関係会社短期貸付金	624,504	預り金	5,855
その他	56,090	賞与引当金	129,000
貸倒引当金	△14,000	役員賞与引当金	21,890
固定資産	**2,425,493**	**固定負債**	**77,735**
有形固定資産	**160,512**	繰延税金負債	18,239
建物	46,441	その他	59,495
車両運搬具	1,301	**負債合計**	**11,204,414**
工具、器具及び備品	41,510	【純資産の部】	
土地	71,258	**株主資本**	**7,632,079**
無形固定資産	**21,418**	**資本金**	**820,000**
ソフトウェア	15,208	**資本剰余金**	**697,400**
ソフトウェア仮勘定	6,210	資本準備金	697,400
投資その他の資産	**2,243,561**	**利益剰余金**	**6,115,166**
投資有価証券	480,287	利益準備金	111,950
関係会社株式	805,588	その他利益剰余金	6,003,216
関係会社出資金	35,916	別途積立金	4,200,000
関係会社長期貸付金	798,259	繰越利益剰余金	1,803,216
破産更生債権等	29,938	**自己株式**	**△487**
前払年金費用	26,852	**評価・換算差額等**	**189,974**
その他	96,657	**その他有価証券評価差額金**	**180,554**
貸倒引当金	△29,938	**繰延ヘッジ損益**	**9,420**
		純資産合計	**7,822,054**
資産合計	**19,026,468**	**負債純資産合計**	**19,026,468**

損 益 計 算 書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		9,957,341
売上原価		7,467,085
売上総利益		**2,490,255**
販売費及び一般管理費		1,750,618
営業利益		**739,636**
営業外収益		
受取利息及び配当金	67,318	
その他	126,692	194,010
営業外費用		
支払利息	8,651	
その他	7,550	16,202
経常利益		**917,444**
税引前当期純利益		**917,444**
法人税、住民税及び事業税	305,000	
法人税等調整額	△11,077	293,922
当期純利益		**623,522**

独立監査人の監査報告書

2022年５月６日

堺商事株式会社
取締役会　御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　安岐浩一
代表社員 業務執行社員　公認会計士　富田雅彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、堺商事株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堺商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2022年５月６日

堺 商 事 株 式 会 社
取 締 役 会　御中

ひ び き 監 査 法 人
大阪事務所

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　安　岐　浩　一

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　富　田　雅　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、堺商事株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第９６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管

理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月11日

堺商事株式会社　監査役会

常勤監査役　辻　幸裕 ㊞

社外監査役　小河義夫 ㊞

社外監査役　鶴田敏郎 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　　大阪市中央区北浜１丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム
☎　06－6202－2311

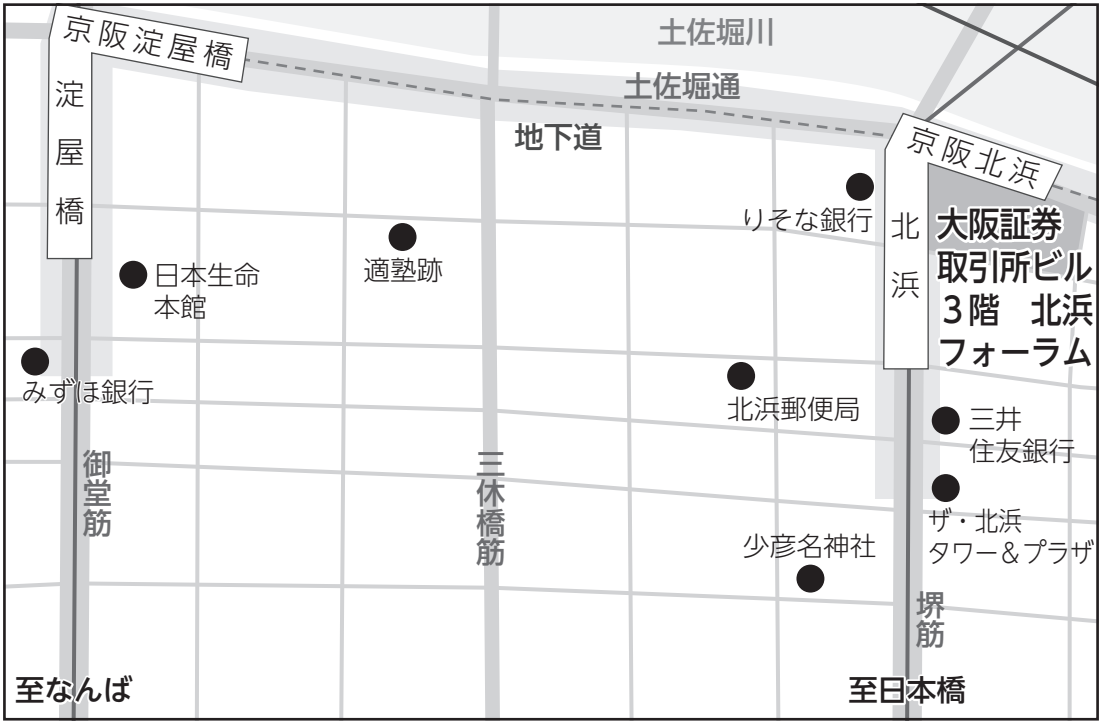

■会場への交通
地下鉄堺筋線「北浜」　１Ｂ出口（地下道直結）
京阪本線「北浜」　28出口（地下道直結）
地下鉄御堂筋線「淀屋橋」徒歩７分　27出口（地下道直結）
●お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT